

訪問診療同意書

- 訪問診療は、原則として月に 回、計画的な医学管理の下、定期的を実施します。
- 緊急時は往診（予定外の訪問による診療）も可能ですが、病状等により、検査・処置等が必要と判断した場合、他院への救急受診等が必要となる事があります。
- 訪問診療を行うにあたり、知り得た個人情報等は厳守しますが、他の医療機関や介護施設等と医療連携時において、必要な情報については提供する場合があります。
- 処方箋の取り扱いを行なう調剤薬局に関しては、当院に一任します。

医療法人社団 訓生会

太田医院 院長 太田 竜夫 殿

私は、医療法人社団 訓生会 太田医院が行なう、在宅での訪問診療に関して、上記の注意事項を確認したうえで、訪問診療の開始について同意いたします。

年 月 日

患者氏名

家族（代筆者）氏名
